

## プリペイドカードの購入を指示する詐欺業者にご注意！

プリペイドカードは、最近広く販売されるようになり、使いすぎを防ぎたい場合や音楽・ゲーム等のダウンロードコンテンツを購入する場合など、さまざまな場面で利用できる決済手段として発展しています。しかし、このプリペイドカードを不正に取得しようとする「詐欺業者」とのトラブルが寄せられるようになりました。

### 相談事例：有料サイトの料金を支払うためプリペイドカードの番号をFAXした

スマホに有料サイトの料金を請求するメールが届いたので心配になり、業者に電話した。すると「約50万円の未納料金がある。今日中に払わないと裁判になる」と言われ怖くなった。業者に言われたとおりにコンビニの端末で数千円のプリペイドカードを約70枚、約50万円分買って、番号がわかるようにして業者にFAXしてしまった。支払う必要があったのか？だまされたと思う。返金してほしい。 (20歳代、男性)

最近、寄せられるトラブルをみると、プリペイドカードの購入を指示する手口が出てきています。普段、プリペイドカードを利用しない消費者にとって、カードそのものを相手に渡していないので安心してしまいがちですが、購入した金額(価値)を発行会社のサーバ型で管理する「サーバ型」プリペイドカードの場合、カードに記載された番号等を相手に伝えることは、購入した価値を相手にすべて渡したことと同じです。後になってだまされたことに気づいても、いったん相手に渡した価値を取り戻すことは非常に困難です。

### 消費者へのアドバイス

- 覚えのない請求等に簡単に返信や電話をかけることはやめましょう。
- 他人から言われてプリペイドカードを購入したり、カードの番号等を伝えることはしないでください。
- プリペイドカード番号等を伝えてトラブルとなった場合には、早急にプリペイドカードの発行会社に連絡をしましょう。詐欺業者が使ってしまいう前に使用停止が可能な場合もあります。ただし、使用停止ができたとしても、返金を求められるものではありませんが、さらなる消費者被害を防止するためにも、詐欺業者へのお金の流れを止めることが重要となります。

➤ 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003

➤ 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) IP:050-5808-9600, 69-3111